

**【表紙】**

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書   |
| 【提出先】      | 東海財務局長  |
| 【提出日】      | 2022年6月30日  |
| 【会社名】      | 東海染工株式会社  |
| 【英訳名】      | Tokai Senko K.K.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 鷲 裕一  |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2<br>(同所は登記上の本店所在地で、実際の本店業務は下記で行っており<br>ます。)        |
| 【電話番号】     | 052(856)8141  |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役管理部長 河西 勝  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング8階  |
| 【電話番号】     | 052(856)8141  |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役管理部長 河西 勝  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第102期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更する。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、八代芳明、鷲 裕一、八代健太郎、川本 修、河西 勝、古池 威及び増田芳隆を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

本多敏美を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

岩田憲明を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 25,768 | 81    | 2     | (注)1 | 可決(99.68%)     |
| 第2号議案 |        |       |       | (注)2 |                |
| 八代芳明  | 21,225 | 4,626 | -     |      | 可決(82.11%)     |
| 鷲 裕一  | 20,795 | 5,056 | -     |      | 可決(80.44%)     |
| 八代健太郎 | 21,891 | 3,960 | -     |      | 可決(84.68%)     |
| 川本 修  | 24,248 | 1,603 | -     |      | 可決(93.80%)     |
| 河西 勝  | 24,247 | 1,604 | -     |      | 可決(93.80%)     |
| 古池 威  | 22,594 | 3,257 | -     |      | 可決(87.40%)     |
| 増田芳隆  | 22,595 | 3,256 | -     |      | 可決(87.40%)     |
| 第3号議案 |        |       |       |      |                |
| 本多敏美  | 25,607 | 244   | -     | (注)2 | 可決(99.06%)     |
| 第4号議案 |        |       |       |      |                |
| 岩田憲明  | 21,840 | 4,011 | -     | (注)2 | 可決(84.48%)     |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上